

参考事例

空家に関する対策の実施体制[日進市]1
空家の購入者等に対する支援[日進市]2
空家に関する対策の実施体制[豊橋市]4
空家解体促進費補助金[豊橋市]5

空家に関する対策の実施体制[日進市]

1 実施体制

空家対策の実施体制としては市内の体制の他に警察、消防、関係団体及び行政区等と協力して適切な対応が実施できる体制を整えていきます。

(1) 専門家団体との協定

総合的な空家対策を推進することを目的とし、不動産・法務・建築等の専門家団体との空家等対策に関する協定を推進します。

協定を締結した専門家団体については、市民からの空家に関する相談事例に関する意見・情報交換を定期的に行うなど、連携を強化することで、空家等の相続から管理、利活用に至るまで、空家等の抱える複合的な課題の解決を図ります。

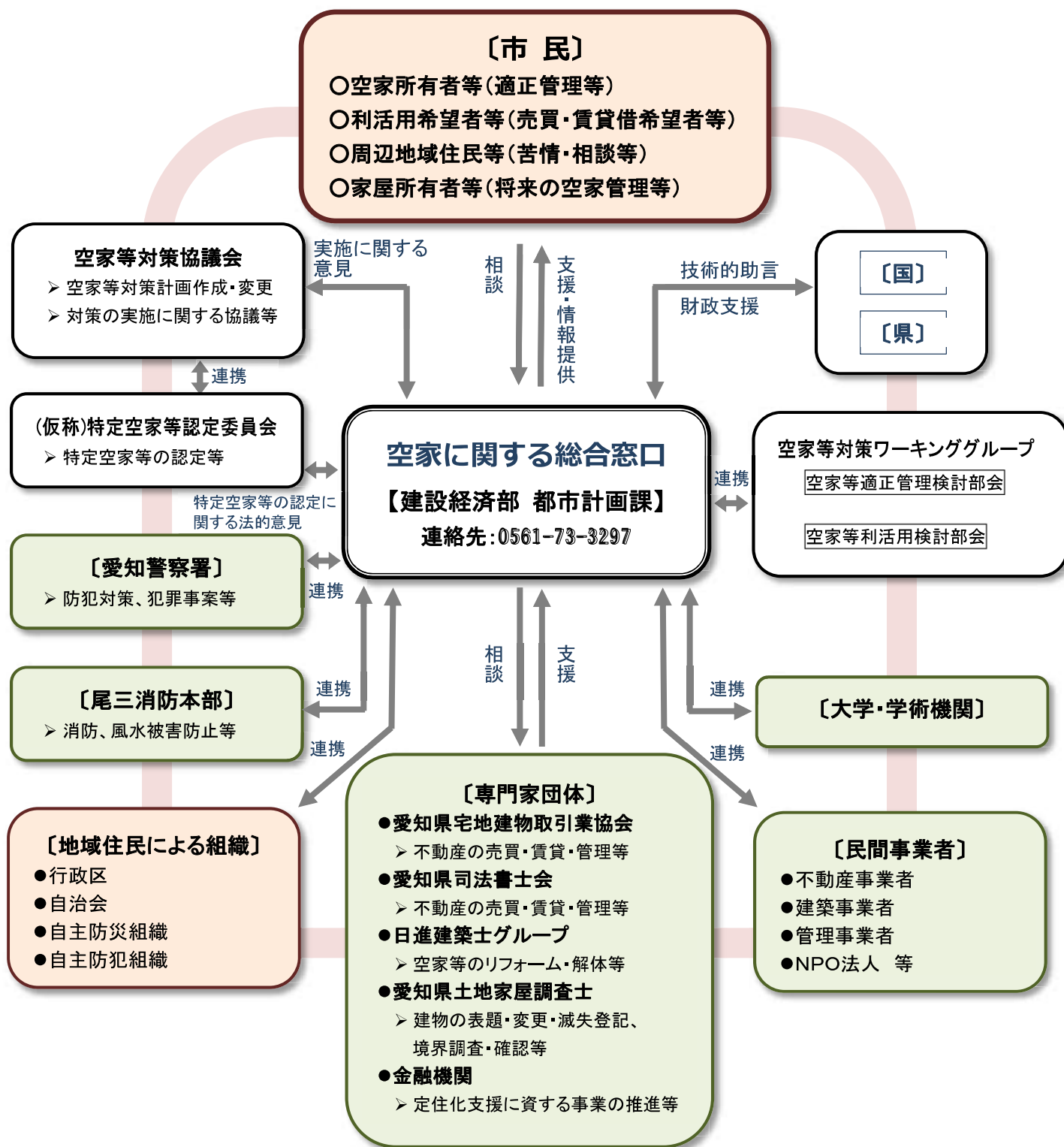
協定締結団体及び協定内容等を下表に示します。

空家等に関する専門家団体との協定

| 協定団体 | 協定の内容 | 備考 |
|----------------------|--------------------------------|--------------|
| 愛知県宅地建物取引業協会 東名支部 | 日進市空家バンクを介して行う空家の売買又は賃貸借に関する事等 | 平成28年11月協定締結 |
| 金融機関(5行) | 地方創生に係る包括連携協力に関する事 | 平成28年11月協定締結 |
| 愛知県司法書士会 | 特定空家等に関する事等 | 平成29年3月協定締結 |
| 日進建築士グループ、 その他 | 耐震診断・耐震改修、リフォームに関する事等 | |

(2) 実施体制の全体像

空家に関する総合窓口と庁内外の関係部署・団体等との連携について、下図に示します。



空家に関する総合窓口と庁内外の部署・団体等との連携

出典：日進市空家等対策計画

空家の購入者等に対する支援[日進市]

前述の空家バンクを利用して購入した空家のリフォームに対する補助制度として、「日進市空家バンク定住促進リフォーム補助」を実施します。耐震性や老朽化に難がある空家を健全化させ、市場に流通させることに加え、定住化支援の一環として、市外からの転入による持ち家取得を支援します。

<制度の説明>

◆日進市空家バンク定住促進リフォーム補助

<目的>

空家バンクを利用して空家を購入し、本市に定住する者の住環境整備に係る経費の一部を補助することで、本市の空家の利活用を通じた定住の促進を図ります。

<補助対象者の主な要件>

- 空家バンクを利用し、空家を購入した者
- 空家の取得日から1年以内に事業者を利用し、リフォームを行う者
- 取得日前1年以上継続して日進市外に居住していた者又は市内に居住していたが、婚姻により一時的に日進市外に居住していた者
- 購入した空家に3年以上継続して居住する者

<補助金交付額>

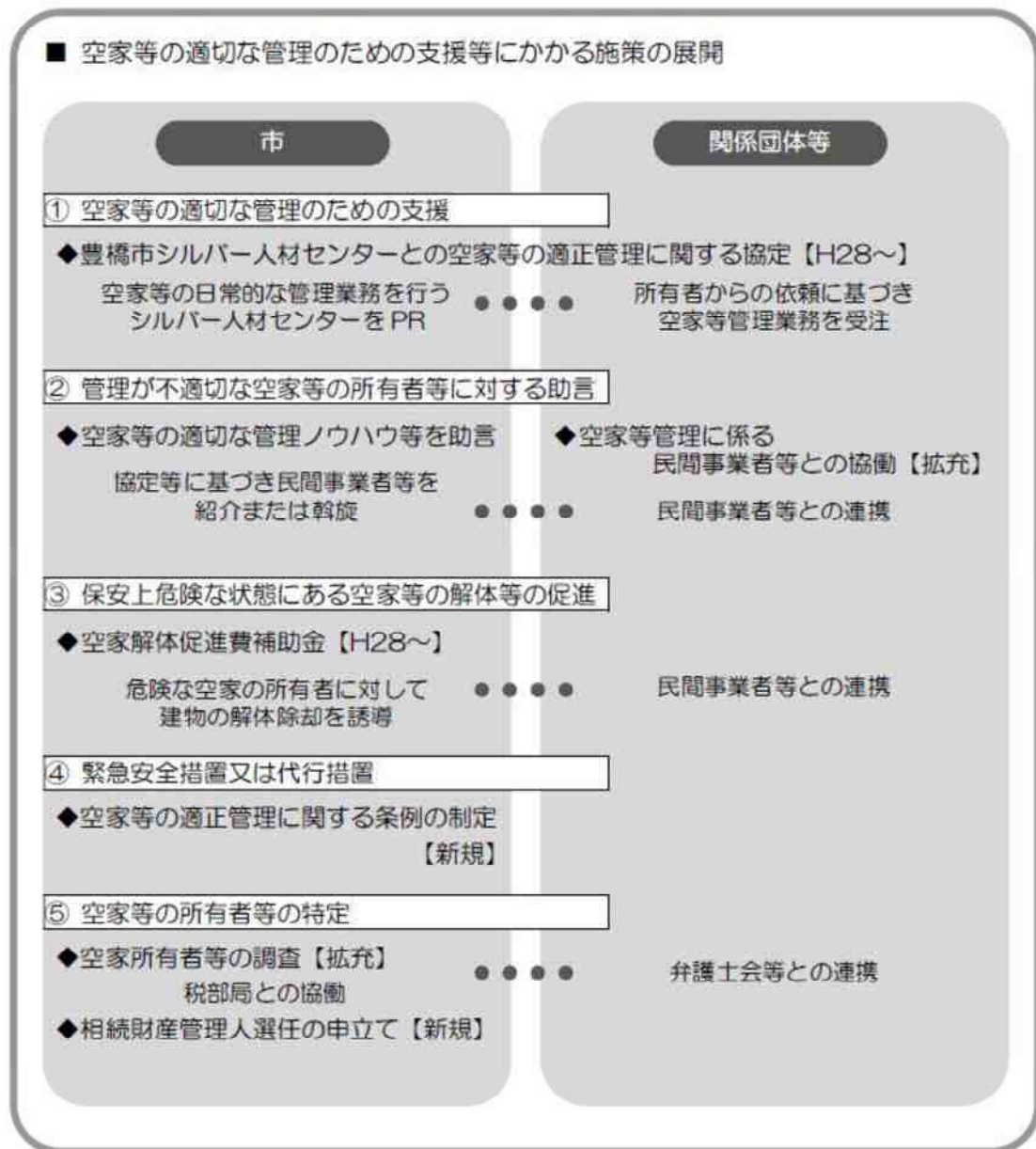
予算の範囲内で、リフォームに要する費用の額(税抜)の1/2以内(上限30万円)

<補助対象となるリフォームの種類>

- 増築工事
- 台所、浴室、洗面所又は便所の修繕工事(これらに付随する設備工事を含む)
- オール電化住宅工事
- 屋根のふき替え工事、塗装工事又は防水工事
- 外壁の張替え工事又は塗装工事
- 部屋の間仕切りの変更工事
- 床材、内壁材又は天井材の張替え工事、塗装工事等の内装工事
- 床、壁、窓、天井又は屋根の断熱改良工事
- ふすま紙もしくは障子紙の張替え又は畳の取替え
- 雨どい等の取替え工事又は修理工事
- バリアフリー改修工事

出典：日進市空家等対策計画

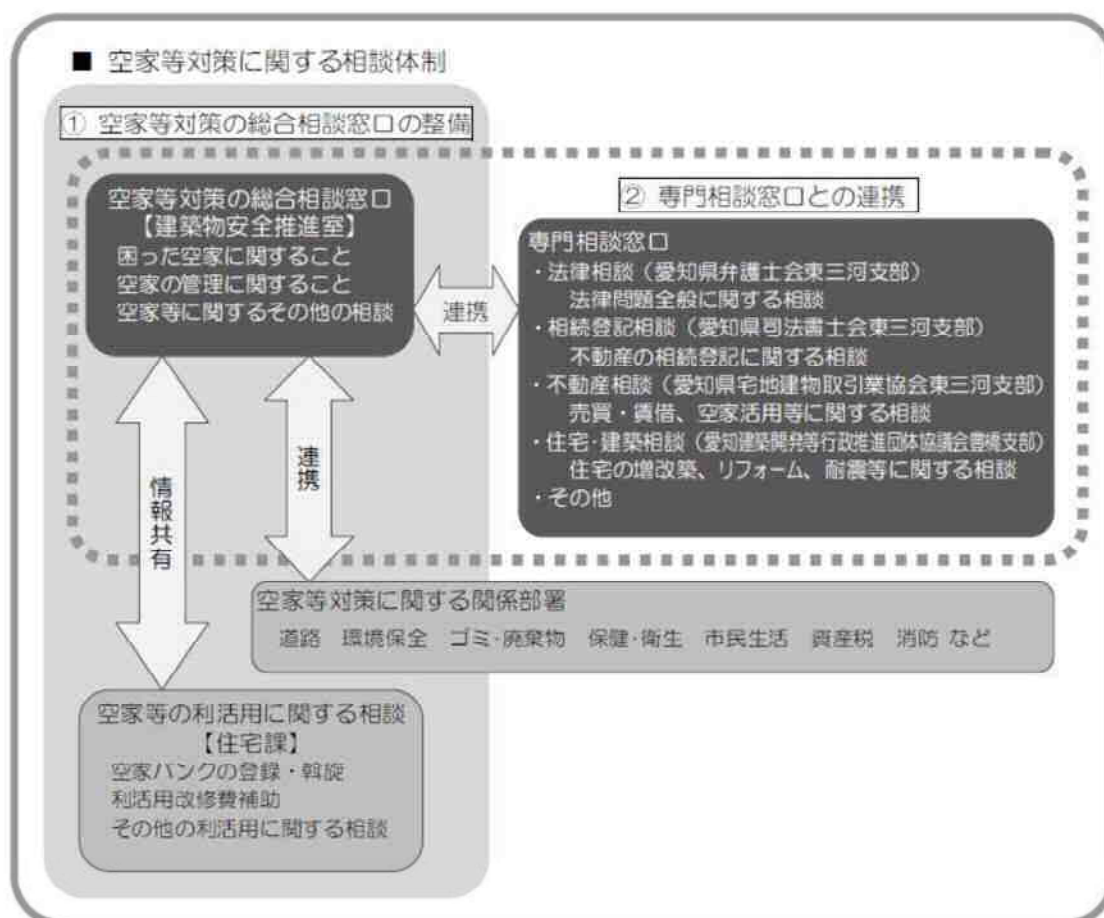
空家に関する対策の実施体制[豊橋市]



- 豊橋市と公益社団法人豊橋市シルバー人材センターが、相互に連携・協力し、豊橋市内の空家等の適正管理を進めることにより、良好な生活環境の保全及び安全で安心なまちづくりの推進に寄与することを目的とする協定を締結(平成 28 年 4 月)
- 豊橋市と愛知県弁護士会が連携し、空家等の適正管理や空家の発生防止などに取り組むため、協定を締結(平成 29 年 8 月)

出典：豊橋市空家等対策計画

空家に関する対策の相談体制[豊橋市]



● 空家等に関する相談への対応

① 空家等対策の総合相談窓口の整備

空家等に関する様々な相談等を総括し、市民生活や環境保全、道路管理、住宅建築などといった空家等対策に関係する部局や事業者等が連携して対応するための**総合相談窓口を設置**

② 専門相談窓口との連携

遺産相続や不動産登記、資産として有効活用したいなど、多様な個別の課題に対して適切に対応するため、**相続、法務、不動産、税制、住宅建築などの専門家による相談窓口との連携を図り、必要な情報、ノウハウを提供**

出典：豊橋市空家等対策計画

空家解体促進費補助金[豊橋市]

1.対象者

- (1) 豊橋市税を滞納していない個人であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (3) 空家の所有者であること。 ※ただし、空家が共有である場合は、当該空家の解体について共有者全員の同意があること。

2.対象となる空家

- (1) 市内に存する1年以上使用されていない空家で、2分の1以上が居住の用に供されていたものであること。 ※ただし、空家が長屋又は共同住宅の場合は、全戸において1年以上使用されていないものであること。
- (2) 木造であること。
- (3) 住宅地区改良法第2条第4項に規定する不良住宅と同等の空家であること。（主に老朽化した空家が対象です。）
- (4) 個人が所有する空家であること。
- (5) 所有権以外の権利が設定されていない空家であること。
※ただし、所有権以外の権利が設定されている場合であっても、当該権利の権利者が当該空家の解体について同意している場合は対象となる。

3.補助金の額

解体費用の2/3(上限 20 万円)

出典：豊橋市建築物安全推進室ホームページ